

(証券コード：3948)

2021年3月12日

株 主 各 位

東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフオーム株式会社
代表取締役社長 松 本 康 宏

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から極力委任状を事前にご提出いただき、また、委任状のご提出に当たっては、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフオーム株式会社 本社

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第53期（2020年1月1日から
2020年12月31日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「委任状用紙」を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は定刻までにおいでいただけない場合、会場への入場をお断りいたしますので、当日の総会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。交通機関の遅延等不測の事態の場合には開始時刻を繰り下げる等の対応をとることがあります。

なお、事業報告および計算書類に株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.hikaribf.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大とその予防策に明け暮れた1年でした。“STAY HOME”に始まり、東京オリンピック・パラリンピックのほかにも、各種イベントの延期・中止が相次ぎ、様々な業界で需要が極端に落ちこみました。その後、GO TOキャンペーンの実施など、感染防止対策を施したうえでのニュー・ノーマルの模索が始まり、テレワークやオンライン会議が日常化するなど、職場の風景が大きく変わりました。

フォーム印刷業界におきましては、特に公的部門で新型コロナウイルス感染症対応政策による一時的な追い風もありましたが、テレワークやオンライン会議が日常化する中でビジネス・スタイルのペーパーレスにも一段と拍車がかかりました。

このような情勢のもと、当社は営業部門におきましては、公的機関の案件の取り込みと、業態改革に伴うアウトソーシングの動きを捉え、紙による通知・返信のプロセスとWEBによる情報交換プロセスとの一括受注を図り、売り上げの確保に努めました。

製造部門におきましては、様々な感染症予防対策を講じて生産力を維持しつつ、一層の省力化・人員配置の効率化に努めました。

また、セキュリティ委員会を通じて、サイバー攻撃対策などの情報セキュリティ対策を強化すると共に、法令遵守、内部統制、ISO、個人情報保護の諸活動を通じて各製造工程の質的な見直しを図り、社員教育を繰り返し行いました。

以上のとおり、営業・製造・管理各部門においてそれぞれの体質強化策を推進してまいりました結果、売上高7,256百万円（前期比2.1%減）、経常利益449百万円（前期比6.0%増）、当期純利益354百万円（前期比20.1%増）となり、前期に比べ減収・増益となりました。

(2) 当社が対処すべき課題

わが国では、昨年末からの新型コロナウイルス感染症の再拡大の中での医療逼迫、改めて東京2020（オリンピック・パラリンピック）の感染症対策を踏ま

えた開催の是非が議論されているなど、政治経済情勢の変化の中、日常生活や経済活動の様々な場面でニュー・ノーマルが一段と進化していくのではないかと思います。それに伴い需要が拡大する分野と、復旧が遅れる分野がどのような形に変化していくのか、全く予想がつかないところでもあります。また、世界に目を向ければ、米国の新大統領の経済政策、米中関係などの外交政策がどのように変わっていくのか、香港情勢をはじめとする中国の覇権施策の動向など、不透明感が漂っており、世界経済の動向には引き続き注意を向けることになりそうです。

フォーム印刷業界におきましては、前年に続き選挙や感染症対策の特需が予定される一方で、公的部門においてもペーパーレス推進が本格化し、民間部門も含めて、ビジネスフォームの減少スピードは一段と速まっていくものと思われます。

このような情勢の中で、当社は営業面におきましては、特にBPOの分野で、顧客ニーズの変化に迅速に対応する、総合的かつ具体的なソリューション提案を行い、ビジネスフォームと情報処理の技術を総合的に組み合わせて新しいサービスに結びつけるような活動を積極的に進めてまいります。顧客企業の業態改革に伴うアウトソーシングの動きを好機ととらえ、自らの業態変革にも一層の拍車をかけていかなければならないと考えます。

生産面では、感染症予防対策を緩めることなく、一段の省力化投資により生産機能のレベルアップを図り、人員・設備の効率の再配置により、新しいサービスの提供力向上を目指すと共に、原価率のさらなる低減に努めてまいります。また、内部統制やISO活動・個人情報保護活動と共に、法令遵守やセキュリティ・環境・女性活躍推進・働き方改革といった企業の社会的責任、さらにはSDGsへの取り組みを一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、借入金および自己資金により賄っております。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額（無形固定資産を含む）は67百万円であります。

その主な内容は、印刷機器等の機械装置（リース資産を含む）およびサーバー等の工具器具備品の取得42百万円であります。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (9) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第 50 期 (2017年12月期)	第 51 期 (2018年12月期)	第 52 期 (2019年12月期)	第 53 期 (2020年12月期)
売 上 高(百万円)	7,101	6,881	7,410	7,256
経 常 利 益(百万円)	207	182	424	449
当期純利益又は当期純損失(百万円)	△49	135	295	354
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	△8.53	23.36	51.07	61.32
総 資 産(百万円)	9,462	9,237	9,574	9,520
純 資 産(百万円)	6,936	6,803	7,011	7,202

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算出は期中平均発行済株式数によっております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

コンピューター用出力帳票、諸事務・計測器などの機器に用いる用紙類の製造、販売並びに関連消耗品類の販売、データ出力業務およびデータ・エントリー業務。

(12) 主要な営業所、工場およびセンター（2020年12月31日現在）

本社および本社事務所

営業所および支店

事業所名	所 在 地
本 社	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区

事業所名	所 在 地
日本橋営業部	東京都中央区
新宿営業所	東京都新宿区
多摩営業所	東京都八王子市
大 阪 支 店	大阪市北区

工 場

事業所名	所 在 地
高 尾 工 場	東京都八王子市
野 田 工 場	千葉県野田市

センター

事業所名	所 在 地
DPP第1センター	東京都八王子市
DPP第2センター	東京都八王子市

(13) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	304 ^名	5名減	42.3 ^才	15.1 ^年
女 性	77	5名増	40.3	13.6
計または平均	381	増減なし	41.9	14.8

(注) パートタイマー（109名）を含む従業員数は490 名であります。

(14) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,400,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 5,782,028株(自己株式 33,266株を除く) |
| (3) 株 主 数 | 2,738名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
内外カーボンインキ(株)	550	9.51
村上 文江	255	4.41
自社従業員持株会	248	4.29
三井住友信託銀行(株)	237	4.09
瀬戸 政春	174	3.00
エム・ビー・エス(株)	141	2.44
(株)みずほ銀行	133	2.31
(株)日本カストディ銀行(信託口)	130	2.24
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	128	2.22
(株)ミヤコシ	122	2.12

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に充当するため、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行し、資本効率の向上を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される法第156条の定めにより、2021年3月5日の当社取締役会決議に基づき、50,000株の自己株式を総額23,000,000円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 陽 一	
代表取締役社長	松 本 康 宏	
専 務 取 締 役	坂 下 正 巳	製造本部DPP本部統括
常 務 取 締 役	大 宮 健	管理本部長兼総務部長兼経理部長
取 締 役	水 野 晴 仁	営業本部長兼日本橋営業部長
取 締 役	横 山 友 之	
常 勤 監 査 役	今 井 公 富	
監 査 役	山 内 政 幸	
監 査 役	岩 永 清 範	
監 査 役	倉 本 勤 也	(株)ネットマーケティング監査役

- (注) 1. 取締役横山友之氏は社外取締役であります。
なお、社外取締役横山友之氏と当社との間では、定款第25条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、横山友之氏は東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役今井公富氏、岩永清範氏および倉本勤也氏は社外監査役であります。
なお、今井公富氏は東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ① 常勤監査役今井公富氏は、旧(株)富士銀行の支店長等を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
② 監査役山内政幸氏は、旧(株)富士銀行の支店長および当社役員等を長年に亘り歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
③ 監査役岩永清範氏は、日通商事(株)の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
④ 監査役倉本勤也氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区 分	支 給 額	員 数
取 締 役	136,600千円	6 名
監 査 役	15,200千円	4 名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額150,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、年額20,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議）であります。
4. 当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額17,400千円（その内訳は取締役6名に対し16,300千円、監査役4名に対し1,100千円）および、役員賞与引当金繰入額32,400千円（その内訳は取締役5名に対し31,500千円、監査役4名に対し900千円）を含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況	当該兼職先と当社との関係
監 査 役	倉 本 勤 也	(株)ネットマーケティング監査役	重要な取引先その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取 締 役	横 山 友 之	当期開催した12回の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	今 井 公 富	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に常勤監査役として業務監査の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岩 永 清 範	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	倉 本 勤 也	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額等

前記(2)の合計(支給額・員数)の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

区 分	支 給 額	員 数
社外役員の報酬等の総額等	18,900千円	4名

(注) 当事業年度において計上した社外役員に対する役員退職慰労引当金繰入額1,400千円および役員賞与引当金繰入額700千円を含めて記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・ 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25.0百万円 |
| ・ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25.7百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務を委託し報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規準、定款および取締役会規程を遵守することにより、業務の適正を確保する体制を確立し、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ② 企業行動規準に基づいて就業規則に関連規程を定めることにより、社員等の職務の執行が法令等に適合することを確保する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役及び社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
- ④ 監査役はコンプライアンスおよび内部通報制度の運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を述べると共にその改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの把握とその管理および管理の体制等については、危機管理規程に基づき、不測の事態が発生した場合について、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者等については、都度定めることとする。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。

- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役監査の適切な遂行をするため監査環境整備に努めると共に、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
 - ② 社内での反社会的行為等をなくすために内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
 - ② 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用できることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。社外取締役および3名の社外監査役は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するために、内部統制委員会を設置し、半年に1回開催しております。内部統制委員会は、社長、営業本部長、DPP本部長、各工場長、各DPPセンター長、監査部長、総務部長、経理部長を構成員とし、公認会計士である社外取締役を迎えて、全社的な内部統制の年間スケジュールを策定、全社員を対象とする教育および全拠点を対象とする監査を計画的に行い、オープンな報告、討議を行っております。内部統制委員会の議事内容については監査役に報告されております。

なお、当社は2019年10月8日に、日本年金機構が発注する帳票の作成及び發送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、検査は継続中であります。当社といたしましては、これを厳粛に受け止めると共に、公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の第39回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入いたしました。本プランの有効期間は第42回定時株主総会（2010年3月30日開催）の終結の時までであり、現在は継続しておりません。

継続期間中、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。一方、独立委員会委員の意見や株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況等も勘案し、本プランの継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に繋がるものとの結論に至り、2010年1月7日開催の取締役会において、第42回定時株主総会へは本プランの継続を付議しないことを決議し、合わせてその旨開示したものであります。

当社は、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めると共に、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な趨勢等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために買収防衛策等の導入が必要と判断される場合には、その時点において適切な対策を講じる所存であります。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,361,723	流 動 負 債	1,565,064
現 金 及 び 預 金	2,176,907	支 払 手 形 金	306,152
受 取 手 形 金	79,178	買 掛 金	514,196
売 掛 金	710,914	リ ー ス 債 務 金	192,038
製 品	157,606	未 払 金	51,057
仕 掛 品	8,540	未 払 費 用	143,632
原 材 料	35,394	未 払 法 人 税 等	82,767
前 払 費 用	29,982	前 受 引 当 金	15,470
立 替 金	156,589	賞 与 引 当 金	22,149
そ の 他 金	7,083	役 員 賞 与 引 当 金	32,400
貸 倒 引 当 金	△474	そ の 他	205,198
固 定 資 産	6,158,549	固 定 負 債	752,878
有 形 固 定 資 産	4,298,557	リ ー ス 債 務	354,924
建 物	1,162,442	繰 延 税 金 負 債	128,306
構 築 物	12,510	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	241,400
機 械 装 置	88,057	資 産 除 去 債 務	27,806
車 両 運 搬 具	7,174	そ の 他	440
工 具 器 具 備 品	47,964	負 債 合 計	2,317,942
土 地	2,507,281	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	471,615	株 主 資 本	7,022,371
建 設 仮 勘 定	1,510	資 本 金	798,288
無 形 固 定 資 産	47,410	資 本 剰 余 金	600,052
ソ フ ト ウ ェ ア	23,488	資 本 準 備 金	600,052
リ ー ス 資 産	17,349	利 益 剰 余 金	5,644,893
電 話 加 入 権	6,571	利 益 準 備 金	199,572
投 資 そ の 他 の 資 産	1,812,581	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,445,321
投 資 有 価 証 券	978,930	配 当 平 均 積 立 金	300,000
長 期 前 払 費 用	18,065	別 途 積 立 金	4,238,000
保 険 積 立 金	245,288	繰 越 利 益 剰 余 金	907,321
投 資 不 動 産	34,316	自 己 株 式	△20,862
前 払 年 金 費 用	475,272	評 価 ・ 換 算 差 額 等	179,959
そ の 他 金	63,978	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	179,959
貸 倒 引 当 金	△3,268	純 資 産 合 計	7,202,331
資 産 合 計	9,520,273	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,520,273

損 益 計 算 書

（自 2020年1月1日
至 2020年12月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	7,256,557
売上原価	5,540,421
売上総利益	1,716,135
販売費及び一般管理費	1,270,627
営業利益	445,508
営業外収益	
受取利息・配当金	17,964
受取保険金	3,447
受取貸貨料	3,731
雑収入	4,468
営業外費用	
支払利息	16,611
貸貨費用	2,570
固定資産除却損	1,284
貸倒引当金繰入額	1,468
雑損失	3,664
経常利益	449,519
特別利益	
固定資産売却益	1,031
投資有価証券売却益	20,542
特別損失	
固定資産売却損	1,761
投資有価証券評価損	1,900
投資有価証券売却損	6,488
税引前当期純利益	460,944
法人税・住民税及び事業税	146,384
法人税等調整額	△39,984
当期純利益	354,544

株主資本等変動計算書

（自 2020年1月1日）
（至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	798,288	600,052	600,052
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
別途積立金の積立			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	798,288	600,052	600,052

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
		配当平均 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	199,572	300,000	4,138,000	785,763	5,423,335	△20,862	6,800,814
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△132,986	△132,986		△132,986
別 途 積 立 金 の 積 立			100,000	△100,000	—		—
当 期 純 利 益				354,544	354,544		354,544
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	100,000	121,557	221,557	—	221,557
当 期 末 残 高	199,572	300,000	4,238,000	907,321	5,644,893	△20,862	7,022,371

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	210,980	210,980	7,011,795
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△132,986
別 途 積 立 金 の 積 立			—
当 期 純 利 益			354,544
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△31,021	△31,021	△31,021
当 期 変 動 額 合 計	△31,021	△31,021	190,536
当 期 末 残 高	179,959	179,959	7,202,331

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得した資産……………旧定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法）

2007年4月1日以後に取得した資産……………定率法（建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………38～47年

構築物……………10～40年

機械装置……………10年

車両運搬具……………5年

工具器具備品……………5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,270,789千円

(2) 決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形が決算期末日残高に含まれております。

受取手形

18,390千円

3. 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式

5,815,294株

(2) 事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

33,266株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	132,986千円	23.00円	2019年12月31日	2020年3月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 132,986千円

ロ. 1株当たり配当額 23.00円

ハ. 基準日 2020年12月31日

ニ. 効力発生日 2021年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（市場価格や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,176,907	2,176,907	—
(2) 受取手形	79,178		
貸倒引当金 ※	△39		
(3) 売掛金	79,138	79,138	—
貸倒引当金 ※	710,914		
	△355		
(4) 投資有価証券	710,559	710,559	—
その他有価証券	959,780	959,780	—
(5) 立替金	156,589		
貸倒引当金 ※	△78		
	156,510	156,510	—
資産計	4,082,896	4,082,896	—
(1) 支払手形	306,152	306,152	—
(2) 買掛金	514,196	514,196	—
(3) 未払法人税等	82,767	82,767	—
負債計	903,117	903,117	—

(※) 受取手形、売掛金、立替金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、リース債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	19,150

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,176,907	—	—	—
受取手形	79,178	—	—	—
売掛金	710,914	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	10,000	—	10,000
立替金	156,589	—	—	—
合計	3,123,589	10,000	—	10,000

5. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,225千円
役員退職慰労引当金	73,916千円
会員権評価損	29,040千円
投資有価証券評価損	8,706千円
減損損失	10,396千円
資産除去債務	8,514千円
貸倒引当金	1,146千円
賞与引当金	6,782千円
その他	7,206千円

繰延税金資産小計 152,936千円

評価性引当額 △53,478千円

繰延税金資産合計 99,457千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△79,422千円
前払年金費用	△145,528千円
資産除去債務	△2,812千円

繰延税金負債合計 △227,763千円

繰延税金負債の純額 △128,306千円

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（2020年12月31日現在）

	(単位：千円)
退職給付債務	△1,264,199
年金資産	1,659,715
未積立退職給付債務	395,516
未認識数理計算上の差異	79,755
前払年金費用	475,272

(3) 退職給付費用に関する事項（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	(単位：千円)
勤務費用	84,460
利息費用	—
期待運用収益	△31,860
数理計算上の差異の費用処理額	16,402
退職給付費用	69,001

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
割引率	0.015%
長期期待運用収益率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

8. 関連当事者との取引関係

該当する重要な事項はありません。

9. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	1,245円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円32銭

10. 重要な後発事象

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

1. 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止いたします。役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役（社外取締役を除く。）および監査役につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとします。なお、この役員退職慰労金の打切り支給については、本株主総会に付議いたします。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一

層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、1989年3月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額1億5千万円以内としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の内枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額15百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

本制度により、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社の取締役を退任する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与その他一切の処分行為をすることができない。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

光ビジネスフォーム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 澤 幸之助 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 會 澤 正 志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光ビジネスフォーム株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２０年１月１日から２０２０年１２月３１日までの第５３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

光ビジネスフォーム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	今井公富	㊟
監査役	山内政幸	㊟
監査役 (社外監査役)	岩永清範	㊟
監査役 (社外監査役)	倉本勤也	㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

光ビジネスフォーム株式会社

代表取締役社長 松 本 康 宏

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、安定的な配当を基本としながら、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり剰余金の配当（第53期期末配当）およびその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金23円

配当総額 132,986,644円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第53期期末配当金の支払開始日）

2021年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
まつ もと やす ひろ 松 本 康 宏 (1961年3月24日生)	1984年4月 当社入社 2008年3月 新宿営業所長 2012年4月 執行役員新宿営業所長 2013年3月 取締役営業副本部長兼新宿営業所長 2017年4月 常務取締役営業本部長 2019年3月 代表取締役社長 (現在に至る)	10,000株	な し
おお みや たけし 大 宮 健 (1961年1月31日生)	2009年4月 みずほ信託銀行(株)コンプライアンス統括 部長 2013年3月 (株)みずほ銀行より当社へ出向 執行役員 総務部長 2014年4月 当社入社 執行役員総務部長 2015年3月 取締役総務部長 2019年4月 常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理 部長 (現在に至る)	7,300株	な し
みず の せい じん 水 野 晴 仁 (1969年3月28日生)	1991年12月 当社入社 2010年1月 金融ソリューション部長 2012年1月 日本橋営業第四部長兼金融ソリューション 部長 2012年4月 執行役員日本橋営業第四部長兼金融ソリ ューション部長 2015年1月 執行役員日本橋営業所長兼金融ソリユ ーション部長 2017年9月 執行役員日本橋営業部長 2019年3月 取締役営業本部長兼日本橋営業部長 2021年1月 取締役営業本部長 (現在に至る)	2,300株	な し

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
わた なべ ひろ し 渡 邊 宏 志 (1973年 5 月 11 日生)	1997年 3 月 当社入社 2018年 9 月 営業企画部長 2020年 4 月 営業本部副本部長兼営業企画部長 2021年 1 月 営業本部副本部長兼営業企画部長兼首都 圏ソリューション営業部長 (現在に至る)	0株	な し
よこ やま とも ゆき 横 山 友 之 (1975年 6 月 5 日生)	2002年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法 人トーマツ）入社 2006年12月 公認会計士登録 2009年 4 月 デロイトトーマツFAS㈱（現 デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー 一(同)）出向 2009年 7 月 横山経営会計事務所設立（現任） 税理士登録 2011年 5 月 ポケットカード㈱監査役 2016年 5 月 ポケットカード㈱取締役 2018年 5 月 ポケットカード㈱取締役退任 2019年 3 月 当社取締役 (現在に至る)	0株	な し

- (注) 1. 渡邊宏志氏は新任の取締役候補者であります。
2. 横山友之氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
3. 横山友之氏は社外取締役候補者であり、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者である横山友之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岩永清範氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
いわ な が きよ のり 岩 永 清 範 (1952年12月28日生)	2010年6月 日通商事㈱東京支店営業担当執行役員 2012年6月 同社取締役常務執行役員リース部門担当 2014年5月 同社取締役専務執行役員営業統括 2016年4月 同社退職 2017年3月 当社監査役 (現在に至る)	0株	な し

- (注) 1. 岩永清範氏は、社外監査役候補者であります。
2. 岩永清範氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
3. 岩永清範氏につきましては、日通商事㈱の役員を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の専門的知見を有しておりますので、社外監査役候補者とするものであります。
4. 社外監査役候補者である岩永清範氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役林陽一氏及び坂下正巳氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はやし 林 陽 一	1995年3月 当社取締役営業本部長 2001年3月 常務取締役営業本部長 2003年3月 代表取締役副社長 2005年3月 代表取締役社長 2019年3月 代表取締役会長（現在に至る）
さか した まさ み 坂 下 正 巳	1997年3月 当社取締役新宿営業所長 1999年11月 取締役新宿営業所長兼長野県営業所長 2001年3月 取締役営業副本部長兼新宿営業所長 2008年3月 常務取締役営業本部長 2014年7月 常務取締役営業本部長兼DPP本部統括品質管理担当 2017年4月 専務取締役製造本部DPP本部統括（現在に至る）

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として再任となります取締役のうち社外取締役を除く3名（以下、本議案において同じ。）、再任となります監査役1名および監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては各氏の退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

また、当社は監査役4名（岩永清範氏につきましては、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まつもと やす ひろ 松 本 康 宏	2013年3月 当社取締役営業副本部長兼新宿営業所長 2017年4月 常務取締役営業本部長 2019年3月 代表取締役社長（現在に至る）
おお みや たけし 大 宮 健	2015年3月 当社取締役総務部長 2019年4月 常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長（現在に至る）
みず の せい じん 水 野 晴 仁	2019年3月 当社取締役営業本部長兼日本橋営業部長 2021年1月 取締役営業本部長（現在に至る）
いま い ひろ とみ 今 井 公 富	2008年3月 当社監査役（現在に至る）
やま うち まさ ゆき 山 内 政 幸	2014年3月 当社監査役（現在に至る）
いわ なが きよ のり 岩 永 清 範	2017年3月 当社監査役（現在に至る）
くら もと きん や 倉 本 勤 也	2018年3月 当社監査役（現在に至る）

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、1989年3月30日開催の当社定時株主総会において、年額150百万円以内としてご承認をいただいておりますが、今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の当社の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

譲渡制限付株式として、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社の取締役を退任する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期

間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーム株式会社 本社
電話番号 042-663-1635

交通 JR、京王電鉄、高尾駅から徒歩15分

